

災害時における応急対策業務に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と社団法人旭川建築協会（以下「乙」という。）は、災害が旭川市内で発生すると予測され、又は発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、甲の応急対策業務に関する乙の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における甲が所有する公共建築物の機能の確保及び回復のほか、甲が必要と認める応急対策業務を円滑に行うため、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 被災する恐れがある又は被災した市有建築物の応急措置及び復旧に関すること。
- (2) 市民からの依頼による被災した民間建築物に係る相談に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請）

第3条 前条の規定による要請は、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、書面をもって要請することが出来ないときは、口頭で要請し、事後速やかに災害応急対策協力要請書を送達するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 災害状況
- (3) 応急対策業務内容
- (4) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請した応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 従事期間
- (2) 従事者数
- (3) 使用資機材の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が甲の要請による応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上で決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲、乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用が出来るよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成19年6月19日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 災害救助法が適用されるなど、この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年6月19日

甲 旭川市
旭川市長 西川 将人



乙 旭川市永山9条1丁目
社団法人旭川建築協会
理事長 西館勝

